令和８年（フ）第２２０号
福井県坂井市丸岡町一本田福所第31号５番地サン・フィールドⅡ棟102号室
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　一司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９号
長野県伊那市坂下3200番地
債務者　伊藤　儀之
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　裕貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第２１０号
長崎県長崎市三原３丁目643　医療法人光仁会　光仁会病院、住民票上の住所長崎県長崎市坂本３丁目１番32―203号
債務者　森山　文枝
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２６号
長崎県長崎市上小島５丁目11番35号　上小島ハイツ101号
債務者　中ノ瀬美鈴
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４０９２号
大阪府茨木市星見町６番39号
債務者　丸山　正人
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１３９号
山形県東根市宮崎２丁目４番15号、前住所埼玉県蓮田市見沼町５番３号
債務者　駒沢　有香
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９２４号
名古屋市港区宝神１丁目39番地の３　ニューコーポ宝神1104号
債務者　杉原美由紀
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０９２号
愛知県春日井市瑞穂通８丁目２番地２　アビタシオン瑞穂307号、従前の住所愛知県春日井市上条町２丁目162番地　春日井駅南ハイツ506号
債務者　加藤　竜次
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２５７号
名古屋市西区又穂町２丁目１番地の５　アーバンラフレ庄内通631号
債務者　浜田真也古こと　浜田真也子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３５９号
名古屋市緑区鳴海町字京田96番地の３
債務者　伊藤　貴司
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３６５号
名古屋市熱田区千年２丁目10番10号　レオパレス千年第３　102号
債務者　吉田　勇太
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９５号
名古屋市中川区月島町３番28号　ＬｅＧｉｏｉｅささしまライブ駅３　301号
債務者　高村　健太
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４０３号
愛知県春日井市大泉寺町443番地546
債務者　山口　　達
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４２５号
名古屋市港区小碓３丁目283番地　第２白樺荘Ｂ号
債務者　上釜　勇一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４３３号
愛知県長久手市原邸502番地　はいつ川本203号
債務者　鈴木唯夏子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４５０号
名古屋市名東区牧の里１丁目1001番地の１
債務者　鋤柄絵里奈
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６２号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
債務者　池田　惠一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部